

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学則（以下「学則」という。）第115条第2項及び第147条の3の規定に基づき、中京大学（以下「本学」という。）大学院の学生で、国内外の他の大学院、研究所等（以下「他の大学院等」という。）において、教育研究上有益と認められる研究指導を受ける者（以下「研究指導委託学生」という。）及び国内外の他の大学院の学生で、本学大学院において大学院特別研究学生として研究指導を受ける者の取扱いに関し必要な事項を定める。

### (他の大学院等との協議)

第2条 学則第115条第2項に規定する他の大学院等との協議及び同学則第147条の3第1項に規定する国内外の他の大学院との交流協定に基づく協議は、研究指導計画その他これに関連する必要事項について、各研究科委員会の審議を経て、それぞれの研究科長が行う。

## 第2章 研究指導の委託

### (出願手続)

第3条 研究指導委託学生として、他の大学院等の研究指導を受けようとする者は、指導教員の許可を得て、研究科長に願い出なければならない。

### (派遣の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、研究科長は、第2条に基づき協議を行うものとする。

2 学長は、前項の結果に基づき、これを許可する。

### (他の大学院等における研究指導の期間)

第5条 博士前期課程（修士課程）及び博士後期課程に在籍する学生が、他の大学院等において研究指導を受ける期間は、1年以内とする。ただし、博士後期課程に在籍する学生が研究指導を受ける期間については、教育研究上有益と認められるときは、研究科委員会の審議を経て、研究科長は、延長を許可することができる。

2 前項の研究指導を受ける期間は、博士前期課程（修士課程）に在籍する学生については、通算して1年を超えることができない。

### (在学期間の取扱い)

第6条 研究指導委託学生として研究指導を受けた期間は、本学大学院の在学期間に含めるものとする。

### (研究報告書等の提出)

第7条 研究指導委託学生は、他の大学院等における研究指導が終了したときは、直ちに研究報告書及び他の大学院等の交付する研究指導状況報告書を研究科長に提出しなければならない。なお、外国の機関において研究指導を受けた者については、帰国後直ちに研究報告書及び研究指導状況報告書を研究科長に提出しなければならない。

### (研究指導の認定)

第8条 研究指導委託学生が他の大学院等において受けた研究指導は、研究報告書及び研究指導状況報告書により、研究科委員会の審議に基づき、本学大学院における課程修了に必要な研究指導の一部として認定することができる。

### (授業料等)

第9条 研究指導委託学生は、他の大学院等において研究指導を受けている期間中も、本学大学院の学生としての授業料等を納付するものとする。

### (派遣許可の取消し)

第10条 研究科長は、研究指導委託学生が次のいずれかに該当する場合は、他の大学院等との協議により、派遣の許可を取り消すことができる。

(1) 研究指導計画の終了の見込みがないと認められるとき。

(2) 研究指導委託学生として、他の大学院等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

2 研究科長は、前項により派遣許可を取り消す場合は、あらかじめ、研究科委員会の意見を聴くも

のとする。

(災害保険等への加入)

第11条 研究指導委託学生は、学生教育研究災害傷害保険又は他の大学院等が指定する研究災害補償制度へ加入しなければならない。

### 第3章 研究指導の受託

(受入れの許可)

第12条 研究科長は、国内外の他の大学院から大学院特別研究学生の受入れの依頼があったときは、第2条に基づき協議を行うものとする。

2 学長は、前項の結果に基づき、これを許可する。

(受入れの期間)

第13条 国内外の他の大学院の博士前期課程(修士課程)及び博士後期課程に在籍する学生に対する研究指導の受託期間は、1年以内とする。ただし、博士後期課程に在籍する学生の研究指導の受託期間については、学生の研究状況により、当該学生の所属する大学院からの申請に基づき、研究科委員会の審議を経て、研究科長は、延長を許可することができる。

2 前項の研究指導の受託期間は、博士前期課程(修士課程)に受け入れる大学院特別研究学生については、通算して1年を超えることができない。

(授業への出席)

第14条 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、授業担当教員の承諾を得て、大学院特別研究学生を授業に出席させることができる。この場合、当該授業科目の単位の修得はできない。

(研究指導状況報告書)

第15条 研究科長は、大学院特別研究学生が所定の研究指導を終了したときは、指導教員の報告に基づき、研究指導状況報告書を交付する。

(学生証)

第16条 大学院特別研究学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び研究料)

第17条 大学院特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 大学院特別研究学生の研究料は、本学大学院の研究生と同額の研究料を徴収する。ただし、研究料又は授業料の相互不徴収等を取り決めた協定に基づき受け入れた大学院の学生である場合は、この限りでない。

3 前項の研究料は、研究指導を受ける期間にかかる研究料の全額を、受入手続のときに徴収する。ただし、研究指導を受ける期間が、受入日の属する年度の翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の研究料については、当該年度分をその年度の当初の月に徴収する。

4 徴収した研究料は、返還しない。

(実験実習費)

第18条 実験及び実習に要する費用は、大学院特別研究学生の負担とすることがある。

(災害保険等への加入)

第19条 大学院特別研究学生は、所属する大学院において、学生教育研究災害傷害保険等に加入しておかなければならない。

(規則等の遵守)

第20条 大学院特別研究学生は、本学大学院の規則等を遵守しなければならない。

(準用)

第21条 第10条の規定は、大学院特別研究学生に準用する。この場合において、「研究指導委託学生」を「大学院特別研究学生」に、「派遣」を「受入れ」に、「当該他の大学院等の規則等」を「本学大学院の規則等」に読み替えるものとする。

### 第4章 その他

(生活費、交通費等)

第22条 研究指導委託学生及び大学院特別研究学生の生活費、交通費等は、本人負担とする。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、大学院委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。